

箕輪町農業経営基盤パワーアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲ある農業の担い手の育成及び確保により農業経営の継続と次世代への継承を確立し、持続可能な農業構造とするため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担い手 箕輪町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく、認定農業者及び認定新規就農者
- (2) 農業機械等 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用機械及び農業用生産施設

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、担い手であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に本店を有する法人
- (2) 同一世帯員も含め町税等に滞納がない者。ただし、法人にあっては、当該法人として町税に滞納がないもの。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農業機械等の購入に要する経費で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1台又は1件の単品の購入経費が税抜き価格で50万円以上であること。ただし、下取りがある場合は、当該金額を購入経費から減額した額とする。なお、同時に複数の農業機械等を購入する場合は、当該経費を合算した額を補助対象経費とする。
- (2) 運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、バックホー等農業の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないもの。ただし、トラクターショベルについては、養畜の業務に供される場合は、農業機械等を含むものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とし、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町農業経営基盤パワーアップ事業補助金交付申請書（様式第1号）を補助対象事業

に着手する前に町長に提出するものとする。この場合において、申請者は、次の各号の成果目標のうち、1つ以上を設定し、補助対象事業の実施年度を含む5年度にわたって当該成果目標を達成するよう取り組むものとする。

- (1) 農地中間管理機構を通じて経営面積を拡大する目標
- (2) 生産農畜産物の販売金額を増加する目標
- (3) 農業従事者の雇用を拡大する目標
- (4) 農業経営コストを縮減する目標
- (5) 農業経営を法人化する目標

2 交付申請期限は令和12年3月31日とする。

3 補助金の交付は、補助対象者及び同一経営体につき補助対象経費の多少にかかわらず、交付申請期限内において1回限りとする。なお、複数の補助対象者が共同して申請者となる場合は、同一経営体としての申請とみなすものとする。

(補助金の実績報告及び交付請求)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに箕輪町農業経営基盤パワーアップ事業補助金実績報告書兼交付請求書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

(目標達成状況報告)

第8条 補助金の有効性を確認するため、交付決定者は第6条第1項各号から設定した成果目標の達成状況について、補助対象事業の実施年度を含む5年度にわたって箕輪町農業経営基盤パワーアップ事業目標達成状況報告書(様式第3号)を各年度の末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者または補助金の交付を受けた者(以下「補助金交付者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業の実施年度を含む5年度以内に特別の事情なく離農したとき。
ただし、農業経営を次世代へ継承する場合は除く。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(財産の処分等の制限)

第10条 補助金交付者は、農業機械等の耐用年数が経過するまでの間又は修繕することが困難な状態になるまでの間において、補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事情として町長が認めたときはこの限りでない。

2 補助金交付者は、前項のただし書に該当する事情が生じ、補助対象事業により取得した財産を譲渡し、又は担保に供しなければならないときは、箕輪町農業経営基盤パワーアップ事業財産処分等承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。